HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	A Philosophy of Intellectual Property (4)
Author(s)	Drahos, Peter; 山根, 崇邦//訳
Citation	知的財産法政策学研究, 37, 91-123
Issue Date	2012-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49030
Type	departmental bulletin paper
File Information	IPLPJ37_004.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　説

A Philosophy of Intellectual Property (4)

Peter DRAHOS
山根　崇邦(訳)

—目　次—

第１章　序
第２章　知的財産権の正当化：起源に遡って（以上、第34号）
第３章　ロック、労働、知的コモンズ（以上、第35号）
第４章　ヘーゲル：知的財産の精神（以上、第36号）
第５章　生産的生活における無体物：マルクスの視点
　序
　所有に関するマルクス：3つのオーソドックスな思想とその適用
　　疎外としての所有
　　無体物に対する階級支配
　　イデオロギー理論
　創造的な労働
　知的財産権の任務
　結論（以上、本号）
第６章　財産、機会、利己主義
第７章　無体物の力
第８章　情報の正義
第９章　知的財産権：道具主義に賛成、財産権優越主義に反対

第５章　生産的生活における無体物：マルクスの視点

序

マルクスは、一般に、所有を批判した偉人の一人であると認識されている。誰一人として、所有権を正当化するためにマルクスに目を向ける人は

おらず、ロックやヘーゲルばかりが注目を集めている。しかし、もしマルクスの科学的で弁証法的な方法論を真剣に注意深く用いる場合には、マルクスの理論的体系の目標が批判にあるのではなく、むしろ特に社会の発展における所有の役割を説明し理解するための視点を提供しようとするところにあるということがわかるだろう。

マルクスを考察する我々の目的は、マルクス特有の説明的な視点を利用することである。とりわけ、それによって、知的財産と他のものとの相互連関性、なかでも知的財産法と資本主義制度における経済的変化との結びつきについて、我々の理解を深めるのに資するものかどうかということを確認したいと考えている。そのために、マルクスは適切な題材といえる。弁証法的な方法を通して、一見すると異なった要素や概念が関連している態様を理解しようと努めたからである。マルクスとエンゲルスの両者にとって、弁証法は、全体のプロセスを理解するために極めて重要なものであった[1]。しかしながら、我々はこの章において弁証法的な理由づけを用いるつもりはない。我々は単に、マルクスが弁証法を用いながら、資本、労働、競争、価値、所有、利益といったものがすべて有機的かつ動的に関連している態様を示そうと試みた、という事実を利用するにすぎない。

我々の中心的な主張は、知的財産は創造的な労働を資本の生産的生活に統合するというものである。マルクスの著作において、この主張を確立するうえで参考になる箇所としては、競争の圧力に対して個々の資本家が示す反応に関する分析、経済成長に対する技術の重要性、資本主義における商品の性質、そして人間は本来創造的であると捉える独自の視点がある。

ここで2点ばかり、知的財産の分析において、マルクスの著作が特に有益であるわけではないところがある、ということを留保しておこう。第1に、マルクス自身、所有の性質について法学的な理解を得ることには関心を寄せていなかったため、そこから知的財産の性質に対する法学的な洞察が得られるわけではないという点である。第2に、何よりもマルクスが生産の物質性に焦点を当てていた点である。実際、マルクスは、生産手段に

[1] 伝統的な形而上学的論法に対する弁証法の優位性に関する説明として、F. Engels, 'Socialism: Utopian and Scientific' (1880) in K. Marx and F. Engels, *Selected Works* (vol. 3, Moscow, 1970), 95 を参照。

おいて無体物が果たす役割については論じていない。主要な論点としてではないけれども、本章では、無体物がマルクスの経済理論の一部に対して深刻な問題を提起する可能性があるという点について検討を行う予定である。それは特に、マルクスが労働を一様に扱うべきではなかったということを意味している。我々はまた、19世紀の知的財産の風景が、現在のものとは根本的に異なっていたということを想起する必要がある。確かに、マルクスが居住していた時期（1849年から1883年に死亡するまでの時期）において、イングランドでは、著作権法や特許法は既に確立されたものとなっていたが、他の分野、例えば登録商標制度や営業秘密の保護に関しては、ようやくその萌芽が現れ始めた段階にとどまっていた。パリ条約（1883年）やベルヌ条約（1886年）といった知的財産の保護に関する国際的枠組みが発足するのは、マルクスの死後である。今日我々が知っているような知的財産は当時はまだ揺籃期にあったのであり、半導体集積回路配置および植物新品種の保護法の制定といった出来事にみられる知的財産の広範な影響力がマルクスの世界観の一部を形成することはなかった。その著作内容から、マルクスが所有権のような実体法分野にかなり精通していたことは明らかである[2]。しかしまた、マルクスが所有関係について叙述する際、念頭におかれていたのは、土地のような有体物であり、無体物ではなかったことも確かである。マルクスにとって所有とは、有体物の所有を意味するものであった。

我々はまた、本章の議論が、マルクス主義法理論に関する膨大な著作との関係で、どのあたりに立つものなのかということを明らかにする必要がある。周知のとおり、マルクスにおいて、法は理論構築の主要なカテゴリーとしての特徴をもたない。それにもかかわらず、史的唯物論というマルクスの理論は、法についての理解に対して示唆や影響を有している[3]。実

[2] このことは、マルクスの父親が弁護士であったことやマルクスが大学で法律を学んだことを前提とすれば、おそらくは驚くに値しないだろう。マルクスの若年期に関する記述については、Introduction by Eugene Kamenka in E. Kamenka (ed.), *The Portable Karl Marx* (Harmondsworth, 1983) を参照。

[3] M. Cain and A. Hunt, *Marx and Engels on Law* (London, New York, San Francisco, 1979) の序文を参照。

際、その一部については、それほど体系的な形ではないけれども、マルクス自身が説き明かしたものである。マルクスの理論とその言説は、出足こそ鈍かったけれども、後に膨大なマルクス主義の法理論を生みだした[4]。こうしたマルクス主義法理論の大部分は、間違いなく知的財産の理解にとって有益であると思われるが、本章では、マルクスが法理論分野において喚起した後世の数多の解釈や理論ではなく、マルクスの著作自体に焦点を当てることにしたい。

本書の以下の内容は、次のような構成からなる。第1節では、マルクスの史的唯物論をオーソドックスな形で用いて得ることができる仮説について確認をする。そのうえで、続く第2節、第3節で、本章の議論の主題が取り扱われることになる。

所有に関するマルクス：3つのオーソドックスな思想とその適用

マルクスの著作には、所有に関して少なくとも3つの重要な思想がみられる。第1に、所有は疎外の一形態であるという思想である。第2に、所有は階級の道具であり、支配階級が自己の利益を守るために使用するものであるという思想である。第3に、所有（特に私有財産）は支配的思想である、すなわち所有はイデオロギーの一部であるという思想である。

このリストがマルクスの著作にみられる所有思想を網羅するものではないことは確かであろう。例えば、『経済学批判要綱』（*Grundrisse*）において、マルクスは、所有は生産の前提条件であるということを認めている。もっとも、マルクスは続けて、ここでの所有は専有を意味するものであると主張している[5]。その少し後に、マルクスはまた、法（特に財産法）は生産に重大な影響を及ぼす可能性があることを仄めかしているように思われる[6]。とはいえ、マルクスは、最終的には、所有をそれ自体で分析に値する独立した制度であるとは考えなかったようである。マルクスは、含

[4] 例えば、C. Varga (ed.), *Marxian Legal Theory* (Aldershot, 1993) 所収の諸論文および参考文献一覧表を参照。

[5] K. Marx, *Grundrisse* (1857-58; M. Nicolaus tr., London, 1973), 87-88 を参照。

[6] Id., 98.

蓄に富んだ記述によって、所有の起源が労働の生産性にあることを示唆している[7]。所有はさまざまな形で生産性を高める可能性があるという見解は、マルクスが実際に探求した思想ではない。あるいは、マルクスの著作を好意的に解釈する場合には、マルクスが所有についてとっていた考え方がほかにもあるということを見いだすこともできるだろう。しかし、そのような作業はここでなすべきことではない。

疎外としての所有

所有と疎外の結びつきは、マルクスの「1844年の経済学・哲学草稿」（*Economic and Philosophic Manuscript of 1844*）という論考においてみられる[8]。そこにおいてマルクスは、私的所有は外部化され、疎外された労働の結果であると論じている。大まかにいえば、疎外とは、資本主義における分離現象がいかに非生産的な関係であるのかということを描写するためにマルクスによって用いられた用語である。労働者は、その環境から疎外され、その労働の生産物から疎外され、最終的には彼ら自身から疎外される。疎外は、マルクスにとって、資本主義的生産の残酷な現実であり、換言すれば、マルクスが疎外理論を構築する動機となった現実なのである。この理論における所有は、疎外の原因というよりは、疎外の現れである。以下では、疎外された労働に関する議論は一旦脇におくことにするが、次節において資本主義は創造的な労働に依存するものであるという主張を展開する際に、また立ち戻ることにしよう。

無体物に対する階級支配

所有は強者の道具であるという思想は、法と階級の関係の本質に関するマルクスのより大きな主張の一部をなしている。資本主義における2つの主要な階級である支配階級（ブルジョア階級、資本家）とプロレタリア階

[7] Id., 397.

[8] K. Marx and F. Engels, *Collected Works* (London, 1975), vol, 3, 229. (Hereinafter *Collected Works* followed by the relevant volume number.)

級（労働者）は、構造上、互いに衝突するように仕組まれている。法は、この闘争において、従前と同様に、支配階級に属する。法は、構成員が、自己の権力の源泉つまり生産手段に対する支配を維持するために保有する道具の１つである[9]。このような階級道具主義者の主張は、マルクスの唯物史観と関連している。唯物史観の中で法というものは、社会生活は一連の経済的関係に分解することができ、これらの経済的関係を現実の土台として、その上に法的、政治的な上部構造の構築が行われるということを前提としている。マルクスにとって、法は制度の結果である、ということに疑問を差し挟む余地は少ない。すなわち、法は、社会生活や歴史における独立した力として理解されるべきではなく、むしろ、生産関係や生産力の結果なのである。マルクスの表現を使えば、法は、「生活の物質的な条件に根ざしている」のである[10]。マルクスはある非常に有名な一節において、唯物史観に関わる主要な思想の概要を説明している。次の一節は引用に値する。

「自らの生活を社会的に生産する際に、人々は彼らの意思にとって不可欠であるとともにそこから独立した、特定の関係に立ち入る。この生産関係は、人間の物質的生産力の特定の発展段階に対応している。その関係の総体が社会の経済的構造を形成し、これが現実的な土台となって、その上に法的、政治的な上部構造がそびえたち、特定の社会的意識形態が対応することになる。物質的生活の生産様式は、社会的、政治的、精神的な生活のプロセス一般を制約する。人間の意識が人間の存在を規定するのではない。事実はその逆であり、人間の社会的存在が人間の意識を規定しているのである。社会の物質的な生産力は、その発展のある段階に達すると、既存の生産関係、法的な表現を用いて換言するのであれば所有関係と矛盾するようになる。所有関係は、それまでの段階では、その中で物質的な生産関係を機能させていたのだが、これ以降、生産力を発展させる形式から、それを束縛するものに転じる。まさにこのときに社会革命の時代が始まるのである。経済的土台の変化にともない、巨大な上部構造の全体が多少なりとも急激に変容を迫られる。」[11]

唯物史観は一種のアルゴリズム的な手順を備えている。それは、いかなる上部構造現象の分析にも用いることができる。知的財産も例外ではない。基本的にこのアルゴリズムは、一定の歴史的期間における生産力と生産関係の結びつきを識別し、特定の上部構造の現象がどのようにして物質的基礎の作用する領域において現れるのかを発見することをともなう。一般的にいえば、この方法が法に適用される場合、法は、支配階級つまり生産手段を所有する人々が自己の経済的利益を守り、権力の掌握を促進するために法を利用するといった、階級支配の形態として現れる。例えば、所有権法や契約法の役割は不平等を固定化することであり、刑法の使命は下層階級を抑圧することである。これは、マルクス主義的法律観の唯一のものではない。実際、マルクス主義的法理論の範疇に属する論者の多くは、法の階級道具主義的な見方を単純すぎるものと捉える[12]。それでも、とりわけ『資本論』の解釈によれば、マルクスが、階級アジェンダが所有や契約といった法の核心的分野の中心部分に横たわっていると考えていたということに、ほとんど疑いの余地はないだろう。

そうすると、本章が次に進みうる可能性としての１つの方向は、唯物史観を信仰箇条としてとり入れ、知的財産制度の中に階級の利益と搾取に関する証拠を見いだしていくというものである。これは、マルクスをイデオロギー的に捉えるものであって、哲学的なものではないから、本書ではこのアプローチはとらない。しかし、もし我々が方法論的寛容を価値として認めるならば、マルクスの唯物史観を軽々しく一掃すべきではない。というのも、他の極端に還元主義的な理論と同様、マルクスの唯物史観は、そ

[9] この単純化された主題を支持する解釈として、M. Cain and A. Hunt, *Marx and Engels on Law* (London, New York, San Francisco, 1979), chapter 3 を参照。ケイン＆ハントが第３章の序で指摘しているように、マルクスの著作においては、資本主義における法の役割に関するよりニュアンスに富んだ見解も示されている。

[10] K. Marx, 'Preface to a Contribution to the Critique of Political Economy' (1859) in K. Marx and F. Engels, *Selected Works* (Moscow, 1969), vol. 1, 503 を参照。

[11] Id., 503-504.

[12] 例えば、A. Stone, 'The Place of Law in the Marxian Structure-Superstructure Archetype', 19 *Law and Society Review*, 39, 40 (1985) を参照。

の１つの解釈として、我々が分析仮説を立てることを可能にするという点で依然として有益だからである[13]。唯物史観の１つの問題は、その読み方次第で、偶然起こりうる社会的な真理がア・プリオリな真理へと変容することである。社会科学者の果たす役割は、レベルの低い検証作業に堕することになる。そうなってしまうと、この理論は、ある意味で、実証研究を過剰に管理するものとなる。他方で、もし史的唯物論は誤りである、あるいは不適切であるというふうに考えるとしても、このことは法の階級支配理論がいかなる状況においても誤りであるということを意味するものではない。歴史必然的なものではないにせよ、一部の法分野は階級工作によって操られた結果であるという偶発的な可能性は残っている。いずれにしても、マルクスの理論的枠組みは、複雑な現象に関する仮説を生みだす１つの方法である。

ここ数十年、国内外において知的財産制度が劇的に拡大したことは、マルクスの用語を使えば、重要な上部構造の変化である。それはまた、いくつかの主要な資本主義経済国の生産力において根本的な変化が生じていることの証である。法的な強制力をもつ国際的な知的財産権保護水準の創設は、一部の国家（支配的国家）が、自国の生産様式が大きな変化を経験するにつれて、知的財産法を自国の多様な形式の権限を維持するために利用しているということの証拠であろう。知的財産法の台頭が示唆するのは、少なくとも一部の国家は、情報の生産と分配を通して主たる生計を立てていこうとしているということである[14]。

史的唯物論はまた、知的財産法の他のいくつかの特徴を説明するために援用することができるだろう。典型的には、知的財産関連の制定法は、関連する知的財産の創作者の権利ではなく、その所有者の権利に基礎をおいている[15]。創作者であっても自ら創りだした知的財産の所有者ではないという状況が生じることは決して珍しいことではない。雇用関係の法理の運用により知的財産に係る権利がその使用者に与えられたり、創作者が権利を他の者に譲渡したりするからである。マルクスの言葉によれば、最終的に、資本主義経済において生産された知的財産の大部分を所有するのは、労働者ではなく資本家なのである。他方で、実演家の利益の保護は、ミニマリスト・アプローチをその特徴とすることになりがちである[16]。

知的財産権の正当化根拠が、一般的に、個人に対し技術革新や創作活動にその時間や資源を捧げる動機を提供する点に求められていることを考えると、知的財産法が創作者の権利や保護よりも、それ以外の使用者や出版社といった者の権利や保護に関心の比重をおいているというのは、一見すると驚くべきことである[17]。しかし、マルクスにとっては、このようなパターンは何ら驚愕に値しない。知的創作活動をなす者（作家、科学者、実演家）は、資本主義経済においては「搾取される」労働者である。マルクスの理論において搾取とは専門的、理論的な用語であって、資本家が労働力を獲得する際の社会的プロセスを指す。けれども、その本質はシンプルなものである。すなわち、ある人が自己の消費する商品の生産に要する時間よりも長時間労働を行う場合、その人は搾取されているということになる[18]。無給の労働はマルクスの搾取理論の核心をなす。労働力には、「それ自体が有する価値を超えた価値」を生みだすという特異な性質がある。換言すれば、労働はその自由市場における交換価値よりも大きな価値を生みだすものである[19]。剰余価値の獲得が資本主義経済における利潤の基礎

[13] G.A. Cohen の論文を発端とする優れた議論については、J. Roemer (ed.), *Analytical Marxism* (Cambridge, 1986), Part I を参照。

[14] こうしたことから、「情報資本主義」に関する議論が高まりつつある。T.M. Suzuki, *Beyond Computopia* (London, New York, 1988); R. Kling (ed.), *Computerization and Controversy: Value Conflicts and Social Choices* (2nd ed., San Diego, 1996) を参照。

[15] この点に関する唯一の例外は、第４章において簡潔に触れた著作者の権利の伝統である。

[16] E. Thompson, 'International Protection of Performers' Rights: Some Current Problems' , 107 *International Labour Review*, 303 (1973) を参照。

[17] 社会主義国の法における知的財産の取扱いに関しては、W.A. Van Caenegem, 'Inventions in Russia: From Public Good to Private Property', 4 *Australian Journal of Intellectual Property*, 232 (1993) を参照。

[18] J. Elster, *Making Sense of Marx* (Cambridge, 1985), 167 を参照。今日では、搾取理論に関する取扱いは洗練化され、理論的な発展もみられる。例えば、J.E. Roemer, *A General Theory of Exploitation* (Cambridge, Mass., 1982) を参照。

[19] K. Marx, *Capital* I (1867; Moscow, 1959), 193. (Hereinafter the references will be to *Capital* followed by the volume number.) 強調はマルクス自身によるものである。

となる。創造的な労働者、すなわち発明家や著者や画家等の労働者は、資本主義の中で他の労働者と何ら異なる地位にあるわけではない。そうした創造的な労働者は、必要に迫られて、自らの創造的な労働力を販売に差しだしているのである。そうだとすると、知的財産法が、個人が創造的に労働するよう動機づけるために必要とされることはない。その代わり、知的財産法は、支配的利益集団が生産手段の死命を制する中核部分―これが無体物にほかならない―に対する支配を維持し、拡張することを保障するために必要とされるのである。

マルクスは、『資本論』において、明らかに、法、とりわけ契約や所有権に関する法が、資本主義経済の仕組みにおいて致命的な役割を果たすと措定していた。したがって、例えば、労働力が商品たりうる条件について論じる際に、マルクスは労働力が自由市場において取引の対象とされる必要があることを強調する[20]。同様に、市場における商品交換は、互いの私的所有権を認識する所有者が存在すべきことを要求する[21]。所有者間の法的な関係は、依然として「両者の真の経済的関係」と表現されるにとどまる[22]。しかし、明らかに、マルクスはここに、所有権法や契約法の促進機能や保護機能を見いだしている。こうした法の保護機能を考慮すると、マルクス理論においては、可能性として知的財産権にもう１つの役割があるということができるだろう。資本家階級の各メンバーが無体物に立脚した生産方式に対して投資を行う際に、知的財産権はそうした投資の保護手段として役に立つのである。換言すれば、知的財産権は主として生産の組織化とその維持に関するものであり、個人の生産へのインセンティヴというよりは、一連の経済的関係であるということである。つまり、知的財産権とは、創作を奨励するものというよりは、ある階級が別の階級による生産を組織する際の法的基盤を形成するものなのである。

[20] *Capital* I, 168.

[21] Id., 84.

[22] Ibid.

イデオロギー理論

マルクスにとって知的財産権はまた、明確なイデオロギー的な機能を有していた[23]。マルクスの著作における一貫した主題は、ブルジョア階級思想のカテゴリーは、それが法的なものであれ、経済的なものであれ、宗教的なものであれ、資本主義的生産の本質的な特徴やその社会的関係を覆い隠しているというものである。マルクスにとって、知的財産法が創作活動をなす無産階級者に動機を与え、報酬を与える機能を果たすという見解は、資本主義の生産様式における知的創作活動をなす者に対する組織的な搾取を隠すために策定されたイデオロギー的なおとぎ話に聴こえるだろう。知的財産法は、無体物を所有物に転化するため、マルクスが呼ぶところの「商品の物神崇拝」を増大させる[24]。マルクスの経済理論における物神崇拝とは、人間が、商品や商品交換をして人間の社会的関係から独立して存在する関係であると思い込む信仰心を指している。実社会についての人々の認識は、一見すると独立した商品世界であるかのようにみえるものによって中和されることになる。人々は、その科学的な理解ではなく、商品の特性に基づいて、世界についての真実を読み取るのである。例えば、商品価格の変動は、資本主義経済において労働が果たす真の役割を覆い隠すものである。知的財産権は、前述したように、無体物の所有と関連する。マルクスにとって、知的財産権は人間の精神的生活の商品化を具現するものとなろう。知的財産においては、商品の物神崇拝はその頂点に達するのである。人間の精神的生活という、最も個人的なものとして語ることができるはずのものが、知的財産権によって外化され（あるいは疎外され）、事物

[23] マルクスは、*The Economic and Philosophic Manuscripts of 1844* (Collected Works, volume 3); *The German Ideology* (1845-46) (Collected Works, volume 5); *The Manifesto of the Communist Party* (1848) (Collected Works, volume 6), and *Capital* I の各著作においてイデオロギーについて議論している。マルクス主義のイデオロギー理論に関する議論として、G.A. Cohen, *Karl Marx's Theory of History* (Oxford, Princeton, 1978), chapter 5; J. Elster, *Making Sense of Marx* (Cambridge, 1985), chapter 8; J. Plamenatz, *Ideology* (London, 1970); M. Seliger, *The Marxist Conception of Ideology: A Critical Essay* (Cambridge, 1977) を参照。

[24] *Capital* I, 72 and section 4 of Chapter 1.

間の諸関係の一部、つまり資本主義の生産と交換メカニズムの一部を構成するようになるのである。商品の物神崇拝の１つの帰結は、ブルジョア経済学が、知的財産権をその社会的関係から切り離して分析するということである。例えば、知的財産権は情報市場を矯正する役目を果たすものであるとされたり、フリーライド問題を解決する方策ないしは外部性の問題に対処するための方策であるといわれたりする。ここでは、知的財産の生産が基礎をおく根底にある社会的関係には何一つ言及がない。人々が、無体物が商品化された世界においては、積極的共同体や知的コモンズにおいてみられる社会的関係から切り離されてきたという事実が、商品の物神崇拝によって覆い隠されているのである。

イデオロギー理論を知的財産権のいくつかの側面を説明するために用いることは、熟考に値する。イデオロギー理論は、個々のアクターが、合理的に自己の利益を追求するのであれば反対すべきであるように思われるにもかかわらず、なぜ知的財産権を支持するのか、その理由の一端を明らかにすることに資するかもしれない。既に考察したように、多くの個人は、自己が生産する知的財産の所有者とはならないだろう。知的財産権は情報に価格をつけることを可能とするものである。消費者は、一般的にいって、特定のものにかかる費用がより安く済むことを希望するものなのだから、知的財産権の制度としては強力なものよりは保護の弱いものを期待するはずである。この理は、もし消費者が金銭を支払っている情報の生産の大部分が、それ自体、知的財産権の刺激を受けて増加するわけではないと判明した場合には、特に妥当する。個々の国家も、知的財産の***ネット***の輸入国である場合には、より高い水準ではなく、より低い水準の知的財産権の保護を求めるものと予想される[25]。そして、高度に保護主義的な知的財産制度をエンフォースすることにともなうコストは高価なものとなり、単なる経済的な意味を超えたものとなる可能性が高い。価格の決定やエンフォースメントを目的として誰がどのような情報を使用するかを把握することは、高度に立ち入った監査や監視手続をともなう可能性が高いものである。これらの問題の存在にもかかわらず、絶えず高度化する知的財産権の保護を支持するという明らかに強いコミットメントが、資本主義社会における多くの人々によってなされている。それを動機づけるものは何であろうか。

イデオロギー理論は、一見すると難解な現象にみえるものを説明するための１つの方法である。議論の方向としては、知的財産権がイデオロギーとして機能することで、一方の利益を犠牲にして他方の利益を支持する信念を促進するのに役立つといったものになろう。この方向で議論を進めることの１つの問題は、真に説明的なイデオロギー理論が必要とされるということである。マルクス自身は、イデオロギーに関するその見解のすべてをどこか１つにまとめるということはしなかった。マルクスのイデオロギー理論は構築されなければならないものである。そのうえ、エルスターが指摘したように、マルクスのイデオロギー理論はミクロ的基礎を欠いている[26]。ここでの問題は、一定の知識というものが、自らが直面している現実の本質について人々を惑わすほどのものである、という命題を受け容れることにあるのではない。プラトンの『理想国家』における洞窟の比喩は、

[25] 世界の大半の諸国は、知的財産のネットの輸入国であろう。もっとも、筆者はそうした一国単位でのネットの統計データを記した研究については知らない。しかしながら、特許の統計データは、大半の諸国において存在すると推定されるような、ネットの不均衡を提示している。例えば、1992年にオーストラリアでは、1066件の特許が国内居住者に付与されたのに対し、１万1833件もの特許が非国内居住者に付与されている。デンマークでは、国内居住者への特許付与件数は363件であるのに対し、非国内居住者への特許付与件数は3410件である。ドイツでは、国内居住者への特許付与件数は１万7833件であるのに対し、非国内居住者への特許付与件数は２万8687件である。米国では、国内居住者への特許付与件数は５万2254件であるのに対し、非国内居住者への特許付与件数は４万5189件である。以上の統計データの出典として、*Industrial Property Statistics* (WIPO, Geneva, 1992) を参照。また、著作権の取引に関しても、各国にもたらされるネットの影響について記した統計データを入手することは困難である。オーストラリアを始め、多くの国では、著作権に関連したロイヤリティ取引についてはネットの赤字であろう。1993～94年のオーストラリアを例にとれば、海外の著作権者に対して支払ったロイヤリティの総額は17億3200万ドルであるのに対し、海外から得たロイヤリティの収入額は３億8000万ドルとなっている。Office of Regulation Review, *An Economic Analysis of Copyright Reform* (Commonwealth of Australia, 1995), 39 を参照。

[26] J. Elster, *Making Sense of Marx* (Cambridge, 1985), 460.

多少なりともより明晰な方法でこのような可能性を示唆していた。本当の難題は、「支配的思想」というものがどのようにして支配階級に有利な形で現れるのかということを説明するところにある[27]。プラトンの比喩では、洞窟にいる住民は皆ひとしく影響を受ける。というのも、全住民は囚人とされ、彼らの面前にある洞窟の壁をみるように強制されているからである。マルクスの資本主義において、生産手段をもたない人々が、日の当たらない暗がりの中で生活することを余儀なくされるのである。

以上で、マルクスの知的財産権へのオーソドックスな適用とでも呼びうるところの我々の議論はでそろった。次に進む前に、以上の議論には多くの課題があり、かかる議論はそれが答える問題よりも多くの問題を提起するものである点に注意すべきである。例えば、もし知的財産制度の基礎には階級パターンが存在するということを受け容れるのであれば、（個人、組織もしくは集団とは対立するものとしての）階級がどのようにして１つの社会的勢力になりえるのかということについて、一般的な説明ができなければならない[28]。そして、知的財産権についていえば、この階級の行動がどのようにして国際的に統合され、さらには経済的な利害が対立する個々のメンバー（例えば、メディアのオーナーは著作権の対象とされる素材の権利者に対して対価を支払わなければならない）の間での調整を実現するのかということについての説明がなければならない。知的財産権は経済基盤における地殻変動の結果なのだという主張は、よく知られた根本問題と向かい合わなければならない。マルクスは、社会の経済構造とその法的、政治的な上層構造とを概念的に区別していた。このような区別をした場合には、こうした社会の各構成要素間の関係の性質について自ずと問題が生じることになる。マルクス理論の１つの解釈によれば、マルクスは、これらの関係の性質についてシンプルな因果律を主張していると理解されている。経済構造もしくは経済基盤が原因となってその上部構造が出現するようになる。つまり、上部構造の変化は経済基盤の変化の結果であるというわけである。このような因果的主張はＡ→Ｂのような形式をとるが、

[27] K. Marx and F. Engels, *The German Ideology* (Collected Works, volume 5), 59.

[28] この問題に関する優れた議論として、B. Hindess, *Politics and Class Analysis* (Oxford, 1987) を参照。

ここではＢがＡの結果とされている。しかし、経済基盤とその上部構造との関係の描写としてこうした形式を用いることは、分析的な問題に直面する。生産力と生産関係の構成要素（経済基盤）を描写する際に、人は法的関係、特に契約、所有関係に依存することになる。法は経済基盤を反映するものであるだけでなく、実際にはその構成要素の形成にも寄与するものである[29]。商品の存在と交換は、法が構成要素としての役割を担うことにかかっている。そうすると、分析的な問題は次のようになる。すなわち、もし現在Ａの存在がＢに大きく依存しているとすれば、はたして我々は、基盤と上部構造の関係について、Ａ→Ｂのようなシンプルな因果関係を説得的なものとして主張し続けることができるだろうか。もしＢがＡの一部であるとすれば、Ｂはある意味でそれ自身が原因となっているという主張と同義ではないのだろうか。この問題は法に限定されるものではない。道徳、宗教、イデオロギー的知識は皆、経済基盤の一端を担うために形成されうるものである。史的唯物論に対するこの種の異論は、潜在的には大きな破壊力をもつ。なぜなら、そうした異論は、歴史の推進力というものが、その存在について、まさにそれが生みだすことを運命づけられている事物それ自体を前提とするものであると主張するからである。したがって、そうした異論に注目が集まり、いくつかの説得力のある応答がなされてきたことは驚くに値しない[30]。これらの議論を再論することは、本章の目的ではない。ここで本書がいいたいことは、マルクス理論の知的財産権へのオーソドックスな適用が単に本書の分析の出発点にすぎないということだけである。

以上ここまで、史的唯物論は、還元主義的に生産力に焦点を当てることで、国民国家や世界の規制機関、超国家的組織が経済的な成功や支配を手

[29] このような思考方法の一例は、H. Collins, *Marxism and Law* (Oxford, 1982) に見いだすことができる。

[30] 今や古典となっている、史的唯物論の擁護論として、G.A. Cohen, *Karl Marx's Theory of History* (Oxford, Princeton, 1978) がある。コーエンに対する批判として、H. Collins, *Marxism and Law* (Oxford, 1982) を参照。これに対するコーエンの反論として、G.A. Cohen, 'Base and Superstructure: A Reply to Hugh Collins', 9 *Oxford Journal of Legal Studies*, 95 (1989) を参照。

に入れるために制定した、かの複雑で、錯綜した法的構造に足を踏み入れる糸口を提供するものであるということを観察してきた。次節では、我々はマルクスの経済理論の一部を用いながら、資本主義が創造的な労働を探し求め、それをその生産システムの中に統合するというものの見方について検討することにしたい。

創造的な労働

マルクスは、初期のリベラルな思想家とは異なり、労働を積極的な観点から把握していた。例えば、マルクスは、アダム・スミスが労働を本質的に消極的なものとして描写することを批判する[31]。マルクスは、奴隷労働や賃金労働のような、歴史的に条件づけられた一定の労働形態を、それ自体としてやり甲斐のある仕事であると述べることはとてもできないと認めている。マルクスにとって、採炭や工場労働のような賃金労働は、「強制労働」の実例である[32]。そのような労働は、真の人間のニーズを満たすものではなく、むしろニーズを満たす手段を提供するものであった。しかし、マルクスは、労働をより積極的なものとして提示する理論が存在すると考えていた。労働は創造的な活動になりうる、換言すれば、真の自由をもたらす、労働者の自己実現の一部となりうるというわけである。マルクスの考えの下では、労働は、もはや単なる経済変数や経済学上のカテゴリーではなくなり、異なった社会的関係の集合の文脈の中に存在しうる哲学的な光景の１つを占めるようになる。マルクスの主張によれば、個人の労働は、本質的に、適切な社会的背景や環境においては、自己表現や人間の普遍的な性質に関する表現を同時に果たす可能性がある。こうした自己表現と労働の結びつきは、マルクス以前の思想家においても既にみられたものである[33]。マルクスの用法が従前のものと異なるのは、私有財産がその

[31] K. Marx, *Grundrisse* (1857-58; M. Nicolaus tr., London, 1973), 610-614.

[32] K. Marx, *Economic and Philosophic Manuscripts of 1844* (Collected Works, volume 3), 274.

[33] Aristotle, *Nicomachean Ethics*, Book 9, section 7 には、次のような示唆に富んだ一節がある。〔引用箇所の訳出にあたっては、アリストテレス（朴一功訳）『ニコマコス倫理学』（京都大学学術出版会、2002年）425頁、アリストテレス（高田三郎訳）『ニコマコス倫理学（下）』（岩波文庫、1973年）165頁を参照した。〕

「しかし我々が存在するのは活動によって（すなわち、生き、かつ行為することによって）であること、さらに作品は、ある意味で、活動における制作者そのものである、ということである。したがって、制作者は、自分が存在することに愛情を抱くがゆえに、自分の作品にも愛情を抱くのである。だが、これは自然なことである。なぜなら、可能性としてあるところのものを、彼の作品が活動において現実化して示すからである。」

自己表現を保護するために必要とされるものではないということである。

マルクスが自由な労働として挙げる一例は、作曲である[34]。マルクスにとって、作曲、執筆、上演、科学的発見等のような自由な労働形態が商品化され、資本主義的生産の諸関係に入るという事実は、強い疎外の証となる。

創造的な労働は、マルクスによる資本主義の分析において決して主役を占めることはないが、その理由は、資本主義経済において行われるたいていの労働は疎外された労働であるという単純なものである[35]。疎外された労働は、労働者にとって外部にある労働であり、換言すれば、労働者が何ら有意義な関係をもたない労働である。資本主義に存在する生産関係のために、疎外された労働は強要された労働である。疎外は生産の文脈において生じる。人間は、自らの労働の生産物と自分自身の双方から分離される。人間はまた、自らの普遍的な性質、すなわち、マルクスが呼ぶところの人の種としての特徴からも分離される。根本的な種の特徴は、人にとっては自由な意識的活動である。そしてまさにこの種の生産的生活こそ、資本主義が商品を基礎とする生産形式を通して人間から奪い取るものなのである。

マルクスによれば、創造的な労働や自由な労働ではなく疎外された労働こそが、資本主義におけるパラダイム的な労働形態である。しかし、ここで我々が提言しているのは、資本主義はその発展過程において次第に創造的な労働に依存し、それを積極的に奨励するということである。このよう

[34] K. Marx, *Grundrisse* (1857-58; M. Nicolaus tr., London, 1973), 611.

[35] 疎外された労働に関する以下の議論は、*Economic and Philosophic Manuscripts of 1844* (Collected Works, volume 3) におけるマルクスの分析に基づくものである。

な主張が、資本主義における労働は疎外された労働であるというマルクスの主張と適合することがありうるのだろうか。創造的な労働といっても、ここでは、マルクスが、一旦資本主義の社会的関係が共産主義の社会的関係に取って代わられた場合に出現すると予想していると思われる、非疎外的な労働という理想的な形態のことを指しているわけではない。我々は、創造的な労働を、よりありふれた方法で使っている。本書第３章のクリエイティビティに関する議論に基づけば、創造的な労働は、組織、生産物、生産方法などを発展させるために産業や商業において利用されている、クリエイティビティの種類に関係しているといえるかもしれない。このクリエイティビティが競争的な資本主義やその技術革新の過程を推進するのである。我々は、資本主義が、マルクスの描写においては、平穏で平衡状態にある制度ではないということを思いだす必要がある。周期的に起こる経済危機は別として、資本主義は、激しい競争と絶え間のない新市場の探求によって特徴づけられる[36]。マルクスによれば、資本主義においては、「一般的な利潤率が下落する累進的な傾向」が存在する[37]。この傾向は、資本家間で競争的な争いを生みだす[38]。そして、このことは、ついで、個々の資本家に新たな生産方法や新たな生産物（新製品）を導入させるきっかけとなる。ここにおいて、技術革新が、個々の資本家が市場において生き残るうえで中核をなしていることがわかる。資本主義の将来の発展は、重大な意義をもつ程度にまで、創造的な労働に依存するようになる。マルクス自身は、この最後の主張をなしていないが、このように理解することが彼の理論の帰結のように思われる。要約すると、資本主義においては、疎外された労働が広範に存在するけれども、創造的な労働もまた存在するのである。創造的な労働は、資本主義において必要性を増した技術革新の源泉なのである。

我々が本章において向かっている結論は、資本主義が創造的な労働を追求し、そうした労働を生産制度に統合するということである。統合の任務は、知的財産法を通して達成される。この結論に向かう前に、我々は、一旦脇にそれて、当該結論がマルクスの剰余価値説の受容に依存しているのではないということを明らかにしておく必要がある。剰余価値説は、労働価値説や商品化の議論と同様に、マルクスの経済理論の中核を占めている。マルクスの剰余価値説や彼の経済理論の妥当性といったものは、マルクス主義経済学者対非マルクス主義経済学者という専門家の間での論争に委ねておくべき事項である[39]。例えば、マルクスの剰余価値説が価格理論の基礎を形成しうるものであるかどうかは明らかではない。同様に、労働価値説が、競争、市場という概念にとって代わる説得力のある概念を、利潤および交換価値の説明に際して提示するためには、なすべきことはまだまだ多い。我々の目的にとって、経済学者としてのマルクスに関する文献に立ち入る必要はない。なぜなら、マルクスの経済理論は、史的唯物論という広範な理論的枠組みの中に位置づけられるものであり、また史的唯物論自体は弁証法的な方法論に満ちたものだからである。ドイツ語版『資本論』第１巻第２版あとがきで明らかにしているように、経済学者としてのマルクスはこの方法論を決して捨て去っていない[40]。この方法論を用いることで、マルクスは、資本主義の表層に存する錯覚を現出する現象の下層で実際に稼働し、究極的には資本主義を単なる過渡期の制度とする、相互に対立する力を特定することができたのである。同様に、『経済学批判要綱』の冒頭部分から、マルクスが、単に資本主義の経済学的側面に関心をもっていただけでなく、資本主義を歴史的に特有の社会として認識し、その中で商品、労働、資本、価値といった哲学的に抽象的な諸カテゴリーが歴史的に独特の仕様を与えられていたことを解明しようとしていたことがわかる。『資本論』において、力点は、これらの諸カテゴリー間の内部の有機的な関係におかれている。マルクスの広範な理論枠組みの中には、必要

[36] マルクスの経済理論における資本主義の循環的危機の議論については、M.C. Howard and J.E. King, *The Political Economy of Marx* (2nd ed., London, New York, 1985), chapter 13; P.N. Junankar, *Marx's Economics* (Oxford, 1982), chapter 9; A. Oakley, *Marx's Critique of Political Economy* (London, 1985), vol. 2, 268-277 を参照。資本主義における競争の役割に関する議論として、*Capital* III, 245-261 を参照。

[37] *Capital* III, 209.

[38] Id., 251.

[39] この論争に関する優れた入門書として、M.C. Howard and J.E. King, *The Political Economy of Marx* (2nd ed., London, New York, 1985) がある。

[40] *Capital* I, 19-20.

とあれば、独立に取り扱いうる理論や議論が確かに多数存在する。我々は、ここでそのような枠組みを擁護するものではないが、少なくとも、資本主義の主要なカテゴリー間の内部関係についてのマルクスの分析は、剰余価値説とは切り離して取り扱うことができることを主張したい。かりに剰余価値説がミクロ経済学モデルとしては粗末なものであることが判明したとしても、それでもなおマルクスの理論は、資本主義の経済成長の源泉に関して我々に示唆するところがあるといえるように思われる[41]。剰余価値説に対する批判を心に留めながら、我々は先ほどまでの議論に戻ることにしよう。

ブルジョア階級の社会において、資本は「あらゆる物を支配する力」である[42]。マルクスは、各資本家は、高度に合理的な価値（価値は利潤に転換される）の追求者であると想定する。マルクスによれば、「休むことなく、際限なく利益をあげるプロセスだけが、彼［資本家］の望んでいるものである」[43]。個々の資本家は、価値の拡大をその目的とする生産制度の代

[41] 労働価値説は、科学的労働が生みだす無体物の価値を説明する際に若干の問題を抱えるかもしれない。マルクスにとって労働とは、価値を生みだす実体である。マルクスの労働価値説は、基本的に、いかなる商品の価値も「その商品を生産するのに社会的に必要な労働量または社会的に必要な労働時間」（*Capital* I, 38-39 参照）によって決まるのだ、と主張する。ここで、二組の科学者のペアがある物質の分子構成を分析するために雇用されたという場合を考えてみよう。各ペアはその任務に同じ時間を費やす。もし一方のペアが香りの分子基盤を解明したにとどまるのに対し、他方のペアは、かのワトソンとクリックのように偉大な発見に至ったというような場合、もっぱら彼らの発見に関わる労働量の観点からその生産物の価値を測定することは、不適切なところがあるようにみえる。労働価値説によれば、各ペアの作業からは等価量の剰余価値が得られるという結論が導かれるのであろう。とはいえ、両チームの資本主義的な雇用主が、ワトソンとクリックの DNA 研究の方からより多くの剰余価値を得ることができることになるのは間違いない。もしそうであるとすれば、この超過分の剰余価値はどこからもたらされたものなのであろうか。おそらく、マルクス主義経済学の優れた理論家であれば、ここで何らかの応答を思いつくであろう。しかし、それはまさに、上記の場合の説明について、労働価値説にはまだやらなければならない仕事があるということを示しているように思われる。

[42] K. Marx, *Grundrisse* (1857-58; M. Nicolaus tr., London, 1973), 107.

[43] *Capital* I, 152-153.

表者になる。価値はそれ自体が目的となるのである。この生産制度は、個々の資本家に資本を蓄積するよう強制し、別のいい方をすれば、個々の資本家が資本を蓄積することを合理的なものにし、その結果、資本家は、新しい技術を導入することでその資本を拡張することができるようになるのである。『資本論』の一節は次のように説明している。

> 「そのうえ、資本主義的生産の発展は、所定の産業的企業に投下される資本の量を絶えず増大させることを必然化し、そして、競争により、資本主義的生産の内在的な法則は、個々の資本家にとって外的な強制的法則として感得されるようになる。競争は資本家に対して、自己の資本を維持するために絶えず資本を拡大することを強制するのであるが、そのためには資本家は累進的な蓄積を継続していかなければならない。」[44]

我々はここに、マルクスが考えていることの大要をみることができる。完全競争モデルに類似する前提を用いながら、マルクスは、競争によって、個々の資本家は新しい価値の源泉を見いだすために技術革新を強いられることになると示唆している。個々の資本家の技術革新をなす能力は、資本蓄積のレベルによって左右される。

資本主義における技術的変化に関するマルクスの議論には、重要な発想が存在する。マルクスは、個々の資本家の新しい生産方法に対する要求が満足されることを想定していたように思われる。すなわち、資本主義の生産様式は、少なくとも一時的に利益を増大させる（マルクスの用語でいえば、剰余価値の生産を向上させる）であろう機械装置を探し求め、さらにはその機械装置の獲得にまで至るのである。このようなマルクスの理論には、少なくとも一定程度は技術革新が内在しているようにみえる。技術革新は、経済的な決定因子により決定される現象である。マルクスにとって、主要な、そしておそらくは唯一の決定因子は、労力節約技術に対する需要であったが、投資率や生産規模のような他の因子もありうることは疑うべくもない。技術革新は、単に、個人の発明のインスピレーションの幸運な成果ではない。資本主義市場における技術革新の供給は、少なくともある

[44] Id., 592.

程度、経済変数によって決定されるのである[45]。

技術革新に関するマルクスの議論の１つの明確な含意は、資本主義は、創造的な労働を促進し、創造的な労働をその生産制度に統合する必要があるということである。このことは、我々にとってはマルクスの資本主義分析の必然的な帰結であるということを銘記しておかなければならない。それは、マルクスが明確に提言したり擁護している主張ではない。同様の含意は、エンゲルスの次の一節においても見いだされる。「現代の機械装置が絶えずより完全なものへと高度化していくという現実は、無秩序な社会的生産の下で、個々の産業資本家は、常にその機械装置を改良し、その生産力を向上させるよう強いる、強制的な法へと変化する。」[46] これらの技術的な改良が、資本制生産様式において創造的な労働が存在することなしに生起するということは単純にいってありえない[47]。その結果として、創造的な労働は次第に資本の装置になっていく。この創造的な労働が資本主義の生産力へと統合される一般的な過程の好例は、資本主義における科学の役割に関するマルクスのいくつかの所見に見いだされる。（本書にとって科学的労働は創造的な労働の一例である。）

労働は、その歴史を通してさまざまな変化を経るが、資本主義における

[45] 技術的変化が内生的なものなのか、それとも外生的なものなのかをめぐる新古典派経済学内における論争は、比較的最近のものである。経済学者は長らく、技術革新というのは経済的要因への反応というよりはむしろセレンディピティの事柄に属するものと考えていた。しかし、1960年代に登場した特許制度に関する実証的な調査研究は、このような信念を変え始めた。最も有名な研究として、J. Schmookler, *Invention and Economic Growth* (Cambridge, Mass., 1966) がある。この論争に関する優れた説明に加えて発明の経済的要因に関する研究を収めた文献として、G. Wyatt, *The Economics of Invention* (Brighton, 1986) を参照。

[46] F. Engels, 'Socialism: Utopian and Scientific' (1880) in K. Marx and F. Engels, *Selected Works* (volume 3, Moscow, 1970), 95, 141.

[47] 経済成長における技術的変化の役割を強調する現代の理論は、創造的労働と経済成長との関連性を認識している。N. Rosenberg and L.E. Birdzell Jr., *How the West Grew Rich* (New York, 1986); D.C. Mowery and N. Rosenberg, *Technology and the Pursuit of Economic Growth* (Cambridge, 1989); J. Mokyr, *The Lever of Riches* (New York, 1990) を参照。

最終的な変化は、機械装置と自動化の発展である。この発展は、資本が労働の生産性を増大させる傾向にあることの具体的な現れである[48]。機械装置は「客観化された労働」として存在する[49]。機械装置は、社会の集合的な技能や知識が具体化されたものである。マルクスが直接労働と呼ぶところのものは、後の資本主義においては、単に生産過程における一要素にすぎないものである。さらに重要なことは、生産過程がより一層科学的な性質のものになったことである。資本は、科学を含む一定の生産様式と関連している。一旦産業が非常に発達した段階に到達したならば、科学は資本主義の生産力の一部となる。こうして科学は資本へと変容するのである。次に掲げるマルクスの２つの節は、この点を説明するのに役立つ。

> 「社会的頭脳の一般的な生産力に関する知識と技能の蓄積は、このようにして、労働ではなく、資本に吸収され、したがって資本の一属性となって現れる。」[50]
>
> 「そうして発明は１つのビジネスとなり、科学を直接生産に応用することは、それ自体、利益見込みとして自らのありようを決定し要求するものとなる。」[51]

知的財産権の任務

我々が論じてきたように、資本主義は次第に創造的な労働に依存するようになり、その結果、資本主義はそうした労働をその生産的生活に統合する。これは一体どのようにしてなされるのか。本節では、こうした統合が知的財産法を通して実現されるということを論ずる。

マルクスは、『資本論』を商品分析から始めている。資本主義者の富は、マルクスの言説によれば、「巨大な商品の蓄積」の形態で現れる[52]。商品に

[48] K. Marx, *Grundrisse* (1857-58; M. Niclaus tr., London, 1973), 693.

[49] Ibid.

[50] Id., 649.

[51] Id., 704.

[52] *Capital* I, 35.

重点をおくことは、マルクスの分析全体における強みでもあり、弱みでもある。ボス（Boss）はその洞察力に富んだマルクスの経済理論の分析において、マルクスが資本主義の経済生活をモデル化するためにシンプルな工場をパラダイムとして用いる点について論じている[53]。工場労働者が資本主義における生産力であることを示すことに没頭するあまり、マルクスは、ボスが称するところのインプット・アウトプット・エラーに陥る。このエラーは、ある特定の労働ないし活動が必要な中間投入であるとともに、非生産的で過剰な産出であるとみなされる場合に生じるものである[54]。マルクスがインプット・アウトプット・エラーをおかしている理由は、ボスの主張によれば、マルクスの経済世界において、商品の生産者は純粋に生産的であるのに対し、サービスの供給者は純粋に寄生的であることによる[55]。ボスがここで議論しているようなタイプのエラーを如実に示す好例は、マルクスの『経済学批判要綱』に見いだすことができる。マルクスは、同書において、木こりが提供するサービスに関して、「このサービスの遂行は、生産的労働のカテゴリーに入れることはできない。娼婦から法王に至るまで、この世にはこの種の烏合の衆が巨万と存在する。」と述べる[56]。木こりの労働を生産的労働と分類することに対してマルクスが分析的に異論を唱える理由は、当該サービスを手にする資本家は、当該サービスの***使用***価値、つまり直ちに消費されてしまう使用価値のみを獲得するにすぎないという点にある[57]。そこにおいては、マルクスにとって、経済の中で循環するものは何も残っていない、つまり、資本家と木こりとの間の交換は何らの価値も生みださないのである。

マルクスの商品分析は、確かに複雑である。というのも、マルクスは、

[53] H. Boss, *Theories of Surplus and Transfer* (Boston, 1990), 96.

[54] Id., 7.

[55] Id., chapter 5.

[56] K. Marx, *Grundrisse* (1857-58; M. Nicolaus tr., London, 1973), 272.

[57] マルクスにとって生産的労働とは、使用価値と価値を備えた商品を生みだす労働のことである。商品について論じる際、マルクスは使用価値、交換価値、価値の３つを区別している。こうした区別がマルクスの経済理論において果たす役割に関しては、M.C. Howard and J.E. King, *The Political Economy of Marx* (2nd ed., London, New York, 1985), 44-48; P.N. Junankar, *Marx's Economics* (Oxford, 1982), chapter 2 を参照。

商品を生産の社会的関係と結びつけることを試みつつ、それと同時に、商品の交換価値を説明しようとしているからである。しかしながら、いくつかの点で、マルクスの商品概念はそれほど難解なものではない。問題は、マルクスが生産の物質性に固執しており、その帰結として、マルクス経済学の枠組みにおける典型的な商品が物質的な物となっているという点にある。物質的な物に執着することは、既に検討したように、マルクスが生産的労働であるとみなすものに制約を課する。そのことはまた、マルクスをして、資本主義が自らのために法を通じて新たな商品の可能性を画策するという発想に思い至ることを妨げている。こうした主張を裏づけるために、我々は『経済学批判要綱』の一節を引用する必要がある。

> 「ピアノの製造者は***生産的***労働者であるが、***ピアノの演奏者***はそうではないということは、馬鹿げた話ではなかろうか。明らかにピアノ演奏者がいなければ、ピアノは意味のないものでしかないからである。しかし、そのような馬鹿げた話が正解を示しているのである。ピアノ製造者は***資本***を再生産するが、ピアノ演奏者はその労働を所得と交換するにすぎない。しかしピアノ演奏者は音楽を生産し、我々の耳を満足させているのではなかろうか。そして、少なくとも一定の限度では、この２つのうちの後者は生産しているといえるのではないだろうか。確かに、彼は生産をなしている。彼の労働は何かを生産している。しかしながら、彼の労働が***経済的な意味***での***生産的労働***でないことは、妄想を生産する狂人の労働が生産的でないのと同様である。」[58]

ここでのマルクスの例は、ある意味で、有形的な物と無形的な物との対比であるといえる。このことは、マルクスにあっては、『経済学批判要綱』『資本論』のいずれにおいても、生産的労働を物質的な物の生産に関わるものとして捉える傾向がいかに強いかということを示している。

本書では既に第２章において、知的財産権は無体物と関連していること、また、無体物についての１つの見方として、それは都合のよい観念的なフィクションであると考えることもできることを論じた。無体物が都合のよ

[58] K. Marx, *Grundrisse* (1857-58; M. Nicolaus tr., London, 1973), 305.

いものであるといったからといって、それが資本主義的生産にとって有する価値が少ないということは意味しない。実際、無体物は資本主義の商品生産の可能性を質的に拡大させる効果をもつ。我々は、この理を、マルクスがサービスは生産的な労働に当たらないということを示すために用いた、まさにその例で説明することができる。

例えば、ピアニストが自ら作曲した曲を演奏しているとしよう。一般に、著作権法は音楽作品に著作権を発生させる。通常、音楽作品に関する定義は非常に開放的なものであるが、時には定義が全くない場合もある[59]。しかし、一旦音楽作品に著作権が宿ると、ピアニストは所有物、つまり売却したりライセンスを与えたりすることができる物を手にする。都合のよい観念的なフィクション（つまり無体物）は、法を通して商品となる。ピアニストは、今や、マルクスの主張とは反対に、ピアノの製造者と同等の立場を得る。それによりピアニストは、非生産的労働者の不毛の地を、生産的労働者が居住する起伏に富む草原のある流転の地から隔てる経済的境界を越えて、資本の生産的な生活に入ることができるのである。

知的財産法は、ピアニストがこのような越境をなし遂げるために決定的な役割を果たしている。しかしながら、知的財産法が単に無体物に私的所有権を創設したものであり、したがって物質的な物における所有権と何ら異ならないと考えることは間違いである。商品交換について分析をする際、マルクスは、所有や契約は商品交換にとって必然的な法的現象であるが、これらは交換過程において根底にある経済関係の反映にすぎないということを明らかにしている[60]。実際、さらに一歩踏み込めば、商品の交換にとって重要なことはコントロール権原が承認されることであるが、それには必ずしも所有権の存在をともなう必要はない、ということに気づくことができるだろう。商品は、公式の所有権が存在しなかったとしても存在し、取引することが可能である。おそらく、取引は自然状態の時点で既に発生しうるものである。必要なのは、財に対する何らかの物理的な管理だけで

[59] 例えば、オーストラリアの1968年著作権法は、音楽の著作物について定義規定をおいていない。なお、同国の1905年著作権法は、音楽の著作物について、メロディとハーモニーの組み合わせからなる著作物と定義していた。

[60] *Capital* I, 84.

ある。我々の目的にとって着目を要する点は、物質的な商品の場合、商品の存在は所有権の存在に依存していないということである。ところが、この理は、無体物の場合には当てはまらない。一旦音楽作品の著作権が法の一部となると、上記のピアニストとピアノの製造者はともに商品の生産者であるといえる。けれども、その中でピアニストのみが商品の創出にあたって知的財産権に依存するのである。知的財産権が存在しない場合、ピアニストは自らのコンサートの上演（マルクスの理論によれば、非生産的なサービスとなる）の売れ行きに身を委ねるほかに方途はなくなる。知的財産権がなければ、無体物は単に全く存在しないことになり、市場の関係者が取引対象として認識し、取引をなすこともできないということになる。

我々がこれまでしてきた議論は、次のような命題として定式化することができる。物質的な商品の存在は法に依存しない。一方、無体物の存在は法に依存する。物質的な商品と無体物の商取引は、いずれも、所有権や契約の枠組みに依存する。マルクスの矛盾は、マルクスが労働を価値を生みだす商品であるとみなす一方で、労働がサービスとして提供される場合やそれが（本書の定義における）無体物の形態をとる場合には、そのような価値を生みだす商品として認識していないという点にある。

さて、ここにおいて我々は、知的財産権がいかにして創造的な労働を資本制生産様式に統合する任務を果たしうるのかということを解明するのによりふさわしい状態に至ったといえよう。マルクスは誰よりも明瞭に、資本主義というものが、商品が歴史的に例をみないような規模で蓄積される生産様式の１つであることを見抜いていた。資本主義は、しかしながら、商品を生産する唯一の生産様式であるというわけでもない。このことは、初期の生産形態についても妥当する。資本主義の特徴は、ある階級の労働力が他の階級であっても購入することができる流通商品となって、両階級のメンバーが表立って商品の売買を自由になすことができる制度であるという点にある[61]。労働力を容易に獲得することができるという条件こそ、資本主義にミダスの力を与えるものにほかならない。我々の主張は、資本主義はますます創造的な労働に依存するようになるというものであった。個々の合理的な資本家は、競争の圧力に晒されながら、創造的な労働を追

[61] *Capital* I, chapter 6.

い求め始める。というのも、創造的な労働こそ待望の技術革新の源泉にほかならないからである。本書では、意図的に、こうした追求を剰余価値説という言葉で説明することを避けてきた。むしろ、本書の立場は次のようなものである。すなわち、個々の資本家が創造的な労働を追い求めるのは、無体物を支配し所有することで、ライバルに対する競争上の優越性を獲得したいという願望によって動機づけられているというものである。次章において、我々は、無体物を所有することは、個人を競争の圧力から解放して安心させる機能を果たしうるということを検討する。このことは、個々の資本家が無体物の所有を追い求めるように仕向ける、さらにもう１つのインセンティヴを与える。明らかに、無体物が包括的な積極的共同体の下で存在するとすれば（つまり、無体物が万人に帰属しているのであれば）、個々の資本家が無体物を追い求めるインセンティヴは相当程度減少することになる。したがって、知的財産法の任務の１つは、産業資本の観点から考えれば、無体物の所有を可能とするために、消極的共同体の状況を創出することである。

知的財産権は、普遍的な精神的構成物を商品化することによって、資本主義における商品の側面を劇的に拡大する。知的財産権は、おそらく、資本主義における商品という特徴がその発展を止めることがないために現出した事象の１つといってよいであろう。マルクスは、労働力という商品は資本主義に特有の商品形式であると考えていた。我々の分析は、資本主義における生産力をよりよく理解するのであれば、それが労働力の商品化にとどまるものではない、ということを示唆している。無体物の創出を通して、知的財産法は資本主義にさらなる特有の商品形式や、少なくとも潜在的には資本主義が一層拡大するためのさらなる手段を与える。無体物を創りだすことで、知的財産権は創造的な労働をダイレクトに生産関係へと持ち込んだのである。資本主義が歴史的にみても目を見張るような商品の生産工程を維持することができた理由は、知的財産法を通じて商品生産の可能性の再構築を繰り返してきたからである。それに加えて、創造的な労働は、より効率的な生産手段を創りだすことで、現実的に肉体労働の役割を低下させている。産業資本の目標は、もはや契約法や産業関係法を通じて肉体労働を支配することではなく、知的財産法を通じて創造的な労働を支配することにある。

本章を終える前に、最後にもう一言、ここで論じなければならないことがある。知的財産権は、既に検討したように、創造的な労働と無体物を資本主義の生産過程に統合するという任務を遂行するための基礎となるものである。このようにいうことは、マルクスの生産の物質性に基礎を見いだす見解を放棄するということを意味しない。ポスト工業社会やポスト資本主義社会に関する文献の多くは、資本主義時代とポスト資本主義時代の間に安易に明確な境界線を引く結果、生産における知識の役割を過度に強調する嫌いがある[62]。ドラッカー（Drucker）の以下の説明は、その典型例である。「基本的な経済資源―つまり経済学者の用語でいえば『生産手段』―とは、もはや資本でも、天然資源（経済学者のいう『土地』）でも、『労働』でもない。***それは今や知識であり、これからもそうあり続けるのである***。」[63] しかしながら、生産における無体物の役割に関する我々の分析は、マルクスの理論全体の文脈の中で考察する場合には、古きよき時代の産業資本主義が、学者によってその臨終が宣言される前に、生き返る可能性があるということを示唆する。我々がこのように考える理由は次のようなものである。すなわち、物理的な力（自然法則）の役割について検討するに際して、マルクスは、物理的な力というものは、一旦発見されさえすれば資本家に何らの費用もかからないと主張している[64]。しかし、これらの法則が資本の生産生活の中に入るためには、生産的に消費されなければならず、そのことは、マルクスにとっては、当該法則が何らかの機械設備の品目、つまり何らかの産業製品によって媒介されたり、具現化されることを要求する。いわく、「水車が水力を利用するために必要とされ、蒸気機関が蒸気の弾力性を利用するために必要とされるのである。」[65] 無体物は、単にそれだけでは生産に足を踏み入れることはできないのである。

我々はここでパラドックスを創りだしてしまった。資本主義的生産における無体物の役割が大きくなればなるほど、技術の機械設備の生産をより

[62] 時代間に明確な境界線を引くことに対して、マルクスは懐疑的であった。*Capital* I, 371 を参照。

[63] P.F. Drucker, *Post-Capitalist Society* (New York, 1993), 8.

[64] *Capital* I, 386.

[65] Ibid.

一層増やす必要があることになる。無体物は、資本主義に対して、物質的な物に関する産業上の生産水準の不断の高度化を実現するよう駆り立てる。さらに、マルクスにとって、技術が新たな世代に入るたびに、それ以前の世代に増してより高額の投資費用がかかることは明らかである。手動の工具は安価であった。工作機械となるとそうもいっておれない。そして、コンピュータで制御される機械設備は、はるかに高価となる。我々がここで提示したパラドックスの要点は、無体物は、ひとたびその存在を見いだした場合にはそれ自体には費用はほとんどかからないのであるが、資本主義的生産に吸収されるためには、資本家には多大な投資という費用がかかるというものである。無体的な物は不断に高度な水準の有体的な商品を生みだし続ける。産業上の商品生産は、無体物によって促進される、その結果、当該生産において直接雇用される労働者は（自動化のために）さらに減少し、より多くのサービスがさらに高度化した水準の生産に対応するために必要とされる。個々の投資家にとっては、技術的なレースにとどまっているために必要とされる投資の水準について選択の余地はない。競争により投資を強制されるのである[66]。品がよいとはいい難い言葉を用いて、マルクスは、「資本家が一人いれば多くの人の命が奪われる」と述べている[67]。

我々の見解の結論はこうである。我々は知的財産権を現存する以上に出現させてはならない。脱工業化を説く学者らにとって、知的財産という現象は、まるで社会の根本的な変質という彼らの宣言を支援するかのように思われている。本書の立場はもっと慎重なものである。資本主義は、知的財産法によって、自己にとっての新たな生産の可能性を画策している[68]。創造的な労働は生産的労働の層の中に持ち込まれるが、その変化の可能性は、しばらくの間、依然として商品の蓄積のパラダイムに基づくことにな

[66] *Capital* III, 259.

[67] *Capital* I, 763.

[68] 我々がこうした見解によって含意しているのは、法というものが、マルクスが法に担わせていた上層構造の役割以上に、はるかに根本的な役割を担っているものであるということである。法、とりわけ財産法は、我々にとって、資本主義経済の適応強度を理解するうえで極めて重要なものであることがわかる。

る。いわゆる「知識社会」は、新たな情報・通信技術によって、市民一人一人の労働パターンを再編し、労働を疎外させる条件から彼らを解放する可能性を有している。しかし、資本主義における知識社会は、もしマルクスの資本主義における商品の性質についての理解が正しいとすれば、そうした機会を活かすことはない。無体物は生産に吸収され、商品の生産サイクルの一部となる。無体物は、資本主義が、現代の用語でいえば、技術のハードウェアに対して抱く妄執を継続するために利用される。一見すると新たなタイプの格差（例えば、情報貧者 vs 情報富者）が現れるようにみえるが、しかし本質的には、それらは、生産力の所有の周囲にパターン化されて形成される従来タイプの格差なのである。「知識労働者」が最終的に行き着く先は他の労働者と変わるところはない。他の賃金労働者と同じく、彼らも労働を疎外させる条件の下におかれていることに気がつくことになろう。

知的財産の規範が科学コミュニティの活動に及ぼす影響は、科学的研究や発見に関する積極的な表現活動が疎外された労働になることを示す好例の 1 つである。自然科学は、生産のための自然力の一部となる。個々の資本家は、「生産設備の革新」を絶えず継続していくほかに彼らの生きる道はないと理解しているからである[69]。現代の産業は、科学知識に依存して「技術の科学」を生みだしているのである[70]。こうした技術の科学は、その淵源を辿るのであれば、商業ギルドや手工業産業のような初期の多様な生産の形式に行き着くものである。現代の産業は、知識やノウハウを、秘密主義的な、古くからの因習に束縛されたといってもよい事業の中に囲い込んだうえで、それを生産の改良に応用する。我々が知っているような技術の科学の現代における姿は、マルクスにとっては、産業から生まれたものにみえるのである[71]。科学は、ひとたび生を受けるのであれば、その有用性は、自己の生産技術の改良を絶え間なく探求しているすべての資本家にとって明らかとなる。今や科学は、いつの間にか資本サービスの中に

[69] これは、*Capital* I, 486, fn. 2 において、マルクスがエンゲルスとの共著である『共産党宣言』から引用した一節である。

[70] *Capital* I, 486.

[71] Id., 486-487.

強制的に入隊させられていたのである。

科学者の規範的な業務は変化し始めた。伝統的には、科学者は知識の拡大という目標に向かって組織されていた。その目標は、普遍主義、共産主義、無私無欲、組織的懐疑主義という、4つの重要な価値から構成される科学のエートスによって実現される[72]。知的財産権というものが、本書でここまで述べてきたように、その決定的な役割として、創造的な労働を生産に統合する。知的財産の規範は、このプロセスを通じて科学のエートスに変容をもたらすようになる[73]。(マルクスにとっては、そうした変容はさらなる深層因子の徴表にすぎないと理解されるだろう。) 科学のエートスは、情報の共有、すなわちアイディアのパブリック・コミュニケーションに報いを与える (その種の行動をもたらすインセンティヴとしては、受賞、不朽の科学的名声、評判などが考えられる)。知的コモンズの存在は、個別研究が成功を収めるうえで極めて重要なものであるように思われる。このようなパブリック・ドメインに対する科学の態度は、知的財産の規範が科学的労働を支配するようになるにつれて、変化し始める。アイディアのオープンなコミュニケーションや交換は、とりわけ当該知識に対する財産権的な主張に対して障害となる可能性があるため、もはや科学者によってそれほど強く奨励されるものではなくなる[74]。科学研究の方向性は今後ますます、国家によって知的財産権を通じて表明された優先順位によって決定されるようになる。アイディアが1つないし複数の方法で所有の対象となりうるということは、それ自体、科学的労働が疎外された労働となってきたということを象徴しているのである。

[72] 科学の規範構造に関する議論として、R.K. Merton, *The Sociology of Science* (Chicago, 1973) を参照。

[73] より詳細な議論については、P. Drahos, 'Intellectual Property Law and Basic Science: Extinguishing Prometheus?', 10 *Law in Context*, 56 (1992) を参照。

[74] 一般的に、多数の国の特許法では、特許出願前に発明を公表すると新規性の喪失を理由に特許を取得することができなくなる。

結　論

マルクス理論にも比較的切れ味の悪い側面があり、例えば、階級道具主義などが我々の知的財産権に関する理解を深めることはそれほどないであろう。イデオロギー理論を知的財産の拡大と関係づけることで、ある種の説明的な見返りが得られるだろう。マルクスの理論を援用することの真の意義は、資本主義の商品の性質についてのマルクスの分析や投資家の行動についてのマルクスの理解、さらには、それがいかにして経済資本主義の発展の一因となるのかということに関するマルクスの理解にある。マルクス理論のこれらの部分を援用し、そこから推測することで、我々は知的財産権の主要な任務が無体物や創造的な労働を資本主義の商品生活に統合する点にあるということがわかる。そして、既述したように、このことは単なる経済的な現象にとどまらず、社会的なものなのである。知的コモンズが解体されることで、社会的関係や共同体に変化が生じる。資本主義の使用者および知識労働者は、我々が前述したところの排他的な消極的共同体の中で生活することになる。無体物を生産に統合することは、あるいは資本主義の発展を助長することになるのかもしれない。それは経済学者が決める問題である。しかしながら、伝統的な経済学の仮定は、知的コモンズの所有を認めることには大いなる危険が随伴するということも示唆している。こうした危険について論じることが、次章のテーマとなる。